

Ⅲ 援 護 関 係

重 点 事 项

第1 戦後70周年における取組について

(1) 全国戦没者追悼式の見直し等について

閣議決定に基づき、毎年8月15日に政府主催で全国戦没者追悼式を開催しているが、御遺族を始め関係者が高齢化する中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ継承していくという観点から、当式典について以下の見直しを行う。

ア 国費参列遺族数の増員と若年世代の参列

全国戦没者追悼式に参列する遺族代表の旅費については、これまで各都道府県50名、合計2,350名を国費により負担しているところである。

参列遺族が高齢化していることを踏まえ、遺族の参列希望をできるだけ実現するという観点から、戦後70周年を迎える平成27年度においては、国費参列遺族数を各都道府県55名、合計2,585名に増員することを予定している。また、次世代への継承という観点から、55名のうち1名は18歳未満の遺族から選考することを予定している。

(参考)

【現 行】	【平成27年度予算案】
国費参列遺族 2,350名	国費参列遺族 2,585名
1都道府県当たり 50名	1都道府県当たり 55名(※)
	(※) うち18歳未満の遺族1名

イ 国費参列遺族の範囲の見直し

現在、国費参列遺族の範囲については、死没者の配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹、死没者の子の配偶者及び死没者の兄弟姉妹の配偶者(ただし、死没者の子の配偶者及び死没者の兄弟姉妹の配偶者は夫婦で参列の場合に限る)としているところであるが、関係団体等からの要望を踏まえ、平成27年度においては、国費参列遺族の範囲及び配偶者の同伴規定を撤廃し、上記の人員の範囲内で都道府県が選考を行うこととする。選考に関するガイドラインは以下のとおり。

(国費参列遺族の選考に関するガイドライン)

(ア) 国費参列遺族のうち、少なくとも1名は18歳未満の遺族を選考する。

(イ) 18歳未満の遺族については、未参列の者を優先する。

(ウ) (ア) による選考以外の遺族については、

a 従来の国費参列遺族の範囲で未参列の者がいれば、その者を優先する。

b 死没者1人に対し、国費参列遺族は、原則、各都道府県1人とする(死没者の子の配偶者及び死没者の兄弟姉妹の配偶者が夫婦で参列する場合の配偶者を除く。) なお、国費参列遺族数に満たない場合はこの限りでない。

ウ 若年世代による献花

次世代への継承という観点から、従来の遺族代表に加えて、18歳未満の参列者の代表6名程度に式典で献花していただく予定としている。

献花者の選考方法については別途連絡することとしている。

厚生労働省としては、上記の取組みを行うこととしているが、今回の見直しの趣旨を踏まえ、若年世代の遺族も含めた国費参列遺族の選考が円滑に行われるようご協力を願いたい。

(今後の主な予定)

3月下旬 . . . 参列予定人員登録依頼通知発出

5月上旬 . . . 都道府県より参列予定人員登録

6月上旬 . . . 遺族代表選考依頼通知発出

7月上旬 . . . 都道府県より遺族代表名簿登録

(2) 特別企画展の開催について

平成 27 年度は戦後 70 周年を迎えることを踏まえ、昭和館、しょうけい館、平和祈念展示資料館の三館が連携し、戦中・戦後の労苦を後世代へ語り伝えることを目的として、戦争体験者の著名人等による講演会と出張展示を東京で実施する予定である。

また、例年行っている昭和館の地方展（出張展示）についても、平成 27 年度は三館で連携し、長野県及び和歌山県において講演会及び出張展示を実施する予定である。

○東京都開催

会 場 千代田区日比谷図書文化館

展示期間 平成 27 年 8 月 14 日（金）～8 月 24 日（月）

講演会 平成 27 年 8 月 22 日（土）

○長野県開催

会 場 ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）

展示期間 平成 27 年 10 月 17 日（土）～10 月 27 日（火）

講演会 平成 27 年 10 月 23 日（金）

○和歌山県開催

会 場 和歌山県民文化会館

展示期間 平成 27 年 10 月 31 日（土）～11 月 8 日（日）

講演会 平成 27 年 11 月 4 日（水）

【依頼事項】

上記取組に関して、後日ポスター等の広報用資料を作成するので、国民への周知について協力をお願いしたい。

厚生労働省としては、三館の情報を厚生労働省ホームページ等へ掲載し、また、三館の連携を深めるなど来館者の増加に努めているが、今後とも様々な機会を捉えて全国に広報を行う予定である。都道府県及び市区町村でも、小中学生等の来館が促進されるよう、教育部門との連携等についてご配慮いただきたい。

※参考

○昭和館（厚生労働省委託事業）

国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えていくための施設である。常設展示室での実物資料の展示等を行うとともに、特別企画展を毎年開催し、また、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等についても併せて行っている。

所在地 東京都千代田区九段南 1-6-1

電話番号 03-3222-2577

ホームページアドレス <http://www.showakan.go.jp>

○しょうけい館（厚生労働省委託事業）

戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、後世代にその労苦を伝えることを目的とした施設である。昭和館と同様に常設展示室での展示や企画展、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行っている。

所在地 東京都千代田区九段南 1-5-13 ツカキスクエア九段下

電話番号 03-3234-7821

<http://www.shokeikan.go.jp/index.html>

○平和祈念展示資料館（総務省委託事業）

さきの大戦における、いわゆる恩給欠格者を含む兵士、戦後強制抑留者および引揚者の労苦について、国民の理解を深めるための施設。

所在地 東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 48 階

電話番号 03-5323-8709

ホームページアドレス <http://www.heiwakinen.jp>

(3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給について

1 制度の概要

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年といった特別な機会をとらえ、国として「弔慰」（死者を弔い、遺族を慰めること）の意を表するため、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している。（昭和40年制度創設）

2 戦後70周年の特別弔慰金

(1) 改正の趣旨

戦後70周年に当たる平成27年には、現在償還中の特別弔慰金が最終償還を迎えることから、国として改めて弔慰の意を表するため、法改正を行い、特別弔慰金の支給を継続する予定である。その内容は、遺族の高齢化等を踏まえ、償還額を年5万円に増額するとともに、5年償還の国債を5年ごとに2回交付するものである。

(2) 改正の内容

- ① 平成27年4月1日における戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金（5年償還（償還額：年5万円）の記名国債）を支給する。
- ② 平成32年4月1日における戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金（5年償還（償還額：年5万円）の記名国債）を支給する。

(3) 施行期日

- ① 平成27年4月1日
- ② 平成32年4月1日

3 平成27年度政府予算案（事務委託費）

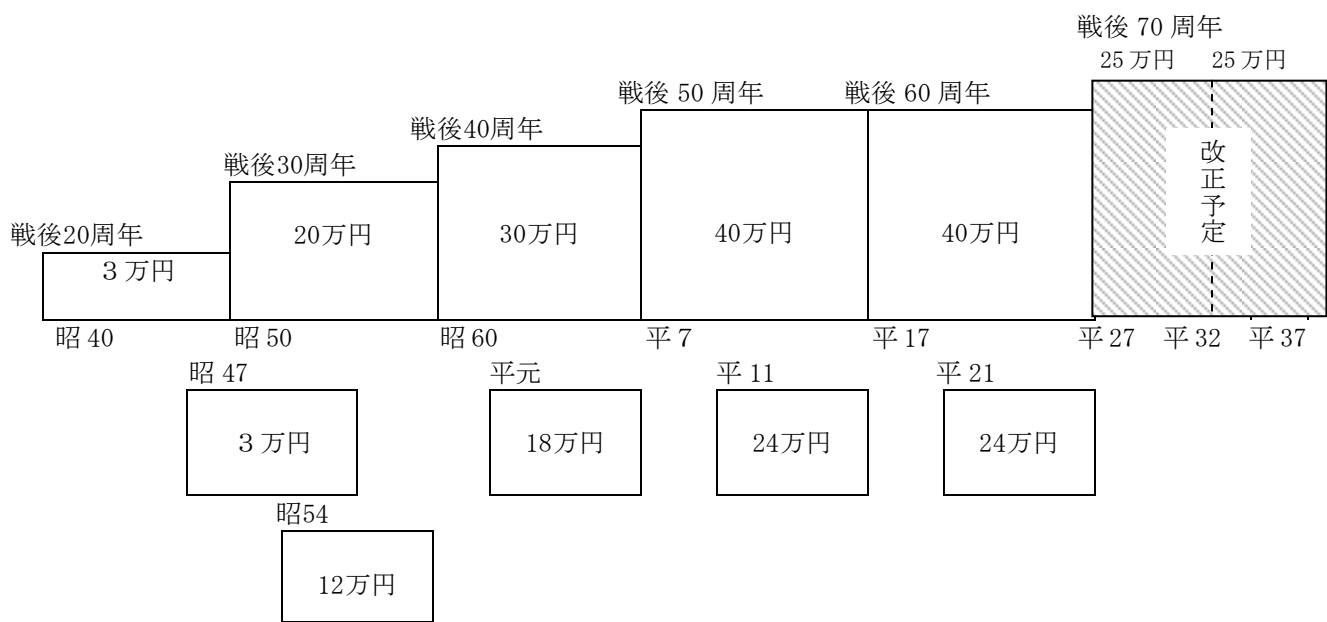
戦後70周年の特別弔慰金に係る事務委託費として、3.9億円を計上。

※詳細は、平成27年1月14日付け各都道府県民生主管部（局）宛事務連絡「各種特別給付金及び特別弔慰金関係の平成27年度政府予算案について」参照。

4 裁定事務及び制度の周知

法成立後、請求者からの請求について適切に裁定できるよう、ご配慮いただきたい（2月24日に施行事務等説明会を開催予定）。

また、当省から各都道府県主管課宛てに制度案内のポスター及びリーフレットを送付する予定である。各都道府県におかれては、これらを積極的に活用するとともに、各都道府県の広報誌に掲載する等、制度の周知に努めていただきたい。



(4) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業における洋上慰霊の実施

ア 慰霊友好親善事業の概要

戦没者遺児による慰霊友好親善事業は、先の大戦で父を亡くした戦没者の遺児を対象として、父の戦没した旧戦域を訪れ慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図るものである。

イ 洋上慰霊の実施について

平成27年度は戦後70周年を迎えることを踏まえ、その記念事業として、船舶の借上げによる洋上慰霊を実施する。

【参考】

○平成27年度予算額（案） 188百万円

○参加予定人員 400名程度

○洋上慰霊実施地域

南西諸島、台湾・バシー海峡、フィリピン東方、中部太平洋(パラオ諸島、マリアナ諸島)

第2 中国残留邦人等に対する支援策の実施

(1) 地域社会での支援の実施等

① 地域生活支援事業について

各自治体の協力により、生活支援等の支援策は順調に浸透しつつあるが、引き続き、きめ細かな運用が図られるよう、御協力をお願いしたい。

中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する機会が増加していることから、今後も引き続き関係機関との連携を図り、中国残留邦人等がサービスを受ける際に不便が生じないよう特段の配慮をしていただくとともに、特に自立支援通訳等に重点をおいた支援をお願いしたい。

中国残留邦人等の二世、三世については、日本語が不自由であったり、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること等により、安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況が見られることから、平成26年12月1日付け中国残留邦人等支援室長通知を参考に、就労支援を実施していない自治体においては、就労相談員の設置など、就労支援事業への積極的な取組を、すでに実施している自治体においては、事業効果を検証し、より多くの方が安定した就労につけるよう更なる取組をお願いしたい。

【参考】中国残留邦人等支援室長通知

- 「中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援について（依頼）」（平成26年12月1日付け社援支発1201第1号 中国残留邦人等支援室長から各都道府県、政令市、中核市民政主管部（局）長あて通知）

② その他の事項

中国残留邦人等の高齢化による身体機能の低下、持病の悪化等により、高層階から低層階へ、また、バリアフリー化された公営住宅への住み替え需要が高いことから、平成20年3月31日及び平成25年6月27日付けの国土交通省通知の趣旨を踏まえ、中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理部局と連携を図り、優先的に住替えを行うなどの良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい。

【参考】国土交通省通知

- 「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」（平成20年3月31日付け国住備第143号 住宅総合整備課長から各都道府県公営住宅管理担当部長あて 通知）
- 「公営住宅に係る優先入居の取扱いについて」平成25年6月27日付け国住備第57号 住宅総合整備課長から各都道府県・政令市住宅主務部長あて通知）

厚生労働省においては、中国残留邦人等への地域住民の理解を深めるための普及啓発を目的として「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」を開催している。

平成27年度は、京都府での開催を予定しているので、特に近隣自治体には、幅広く広報・周知等をお願いしたい。なお、同シンポジウムへの小中学校児童・生徒の参加については、京都府教育委員会及び京都市教育委員会に対して協力依頼を发出しているため、参加周知にご協力をお願いしたい。

【参考】中国残留邦人等支援室長通知

- 「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」の開催について（平成27年1月16日社援支発0116第6号、第8号 中国残留邦人等支援室長から京都府教育委員会教育長、京都市教育委員会教育長あて通知）

また、平成 27 年度は、中国残留邦人等の生活実態を把握し、支援施策に関する基礎資料を整備する目的で、中国残留邦人等実態調査を実施する予定であるので、実施の際は、改めて依頼することとしているが、各自治体に配置している支援・相談員等にご協力をお願いしたい。

(2) 支援給付及び配偶者支援金の支給

平成 20 年 4 月から、中国残留邦人等及びその配偶者の老後の生活の安定を目的として、生活、住宅、医療、介護等の支援給付を実施している。

また、平成 25 年 12 月に、永住帰国した中国残留邦人等の配偶者に対する「配偶者支援金」の支給を内容とする中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 105 号）が公布され、平成 26 年 10 月から、中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者（中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者）に対して支援給付に加えて、配偶者支援金を支給（満額の老齢基礎年金の 3 分の 2 相当額を支給）している。

各自治体におかれては、昨年 10 月の配偶者支援金制度開始時において、厚生労働省で作成したリーフレットを使用して支援給付の実施機関に配置している支援・相談員から支援給付受給者に対し、制度の周知・説明を行って頂いたこと。また、厚生労働省のホームページに申請漏れのないよう掲載したところである。

今後も申請漏れがないよう支給対象と見込まれる者に対し申請の案内及び指導にご尽力願ひ、中国残留邦人等の死亡後に支給対象となる特定配偶者と見込まれる者の世帯に対し、毎年 6 月の支援給付の収入申告時等において、個別に配偶者支援金の制度案内を行うよう、引き続きご協力をお願いしたい。

また本年 6 月の支援給付の収入申告時等においては、「中国残留邦人等の支援給付のしおり」を活用し、支援給付受給者に対する各種支援の内容や手続き方法、支援給付受給者が行う必要な届出について、説明をお願いしたい。

(3) 支援給付施行事務監査について

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項によりその規定の例によるものとされた生活保護法第 23 条に基づき、平成 21 年度から支援給付事務の監査を行っている。

平成 27 年度以降も、支援給付事務の適正な運用が図られるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

都道府県・指定都市本庁が行う実地監査は、管内の実施機関に対し、4 年に 1 度の割合で行うことになっている。引き続き、管内の実施機関に対し実地による支援給付施行事務監査を行い、適切な助言指導をお願いしたい。

なお、平成 27 年度に厚生労働省が実施する実地監査の対象となる都道府県市は、本年 4 月中にお知らせする予定である。

第3 遺骨収集帰還等慰霊事業

1 遺骨収集帰還事業について

(1) 南方地域等での遺骨収集帰還等事業

平成27年度の南方地域等への遺骨収集帰還等事業は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤パラオ、⑥沖縄、⑦硫黄島の7地域を計画している。

その他、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を実施することになっている。

◎ 海外未送還遺骨の情報収集事業

遺骨収集帰還事業は、戦友の方々や現地政府等から提供された情報に基づき実施してきたが、特に南方地域等で遺骨情報が減少してきているなどの事情がある。

そのため、現地に詳しい民間団体等の協力を得て集中的な情報収集を実施しており、平成27年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシアでの実施を計画している。

◎ 硫黄島での遺骨収集帰還事業

硫黄島での遺骨収集帰還事業は、国内で最多数の遺骨が未帰還であることから、積極的な遺骨収容を実施しており、平成27年度は、滑走路地区及び硫黄島東部から西部の外周道路外側の掘削・遺骨収容を実施することになっている。

◎ フィリピンでの遺骨収集帰還事業

フィリピンでの遺骨収集帰還事業は、フィリピン人の遺骨が混入しているとの報道を受け、検証を行い、平成23年10月に結果を公表。現在、事業を一時中断しているが、今後、事業の見直しを踏まえた覚書をフィリピン政府との間で締結した後、事業を再開することになっている。

◎ パラオでの遺骨収集帰還事業

パラオでの遺骨収集帰還事業は、民間団体等から得た遺骨情報に基づき、今後、計画的に事業を実施していくことになっている。

(2) ソ連抑留中死亡者の遺骨収集帰還等事業

平成27年度のロシア連邦等への遺骨収集帰還等事業は、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③イルクーツク州、④アムール州、⑤ユダヤ自治州、⑥ブリヤート共和国の6地域を計画している。

※ 各都道府県は、仮に遺族、団体、協力者等から埋葬地などの情報が得られたときは速やかに、援護企画課外事室まで連絡するようお願いしたい。

2 慰霊巡拝事業について

遺骨収集帰還事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れて、政府主催の現地追悼式を実施している。

(1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、平成27年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③インドネシア、④パラオ、⑤北ボルネオ、⑥中国、⑦硫黄島の7地域で実施を計画している。

◎ 硫黄島での慰霊巡拝事業

平成23年度から、遺族がより参加しやすいよう実施回数3回、延べ300人の実施体制を組んでおり、平成27年度も継続して実施することになっている。

(2) 旧ソ連地域での慰霊巡拝事業

平成15年度からロシア連邦等の各地方・州ごとに広く遺族の参加を募っている。

平成27年度は、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③ザバイカル地方、④イルクーツク州、⑤ウズベキスタン共和国の5地域での実施を計画している。

(3) 参加遺族の募集

厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるよう各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等をお知らせしている。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集にあたっては、各都道府県から推薦をお願いしたい。

3 慰霊碑に関する事業について

(1) 慰霊碑の維持管理等事業

旧戦域ごとに中心となるべき地（硫黄島及び海外14か所）に建立した戦没者慰霊碑について適切な維持管理等を行うとともに、旧ソ連地域で遺骨収容を実施することができない地域に小規模慰霊碑を建立することとしている。

(2) 民間建立慰霊碑等整理事業

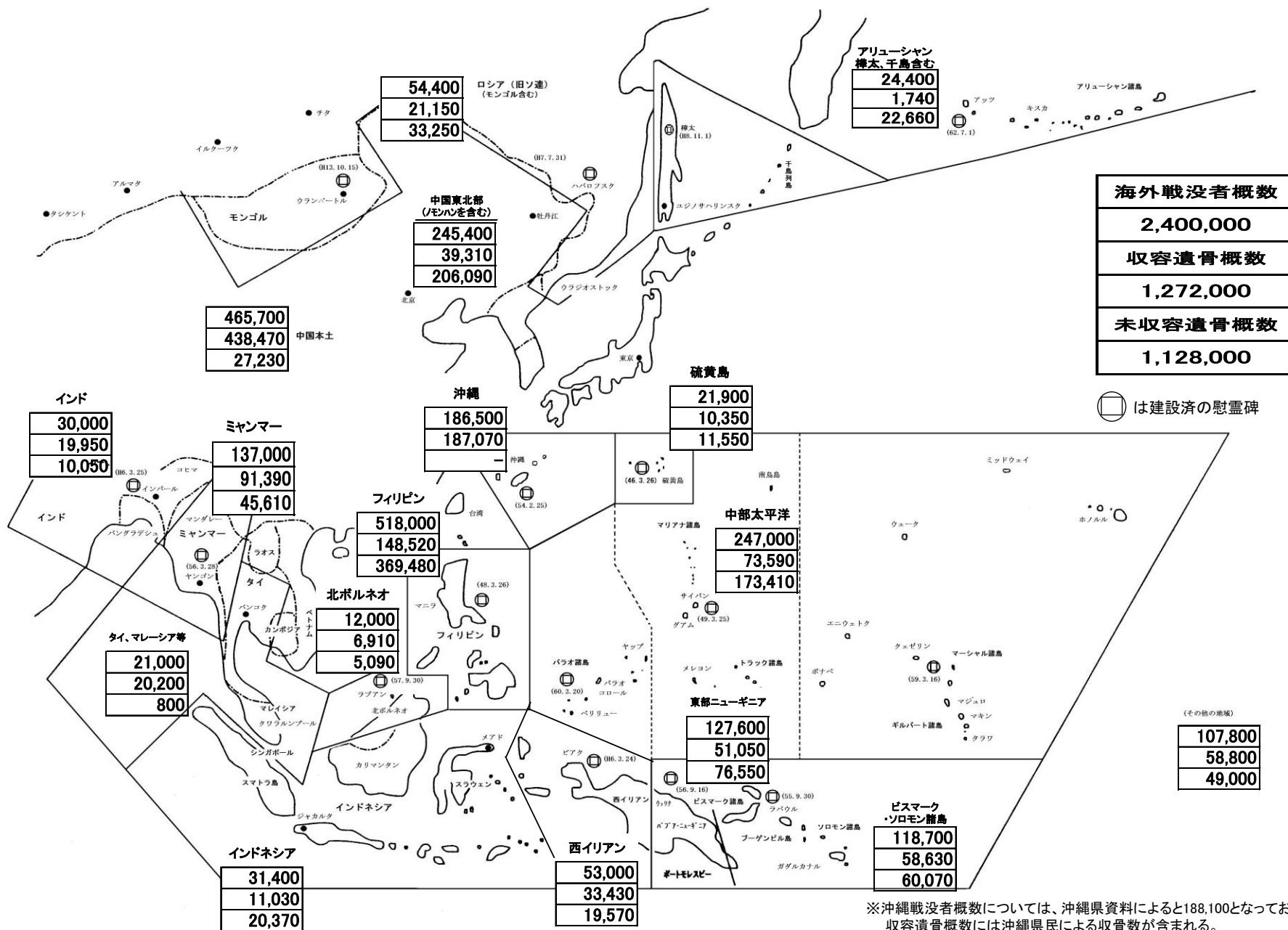
民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理が不良なものについて、建立者の特定、維持管理の指導を行う。また、必要に応じ、整理事業を実施することとしている。

また、平成27年度から民間団体等が国内に建立した日本人戦没者の慰霊碑について、3カ年計画で現地調査を行うこととしている。

※ 海外民間建立慰霊碑のうち、調査の結果、建立者が不明の慰霊碑について、厚生労働省ホームページに掲載し、建立者の情報提供を求めているので、都道府県には関係者への周知などの協力をお願いしたい。

また、国内民間建立慰霊碑については、平成27年度から民間団体等の協力を得て、現地調査を行うこととしているので、関係都道府県には協力をお願いしたい。

(参考)地域別戦没者遺骨収容概見図(平成27年1月末現在)



※沖繩戦没者概数については、沖繩県資料によると188,100となっており、収容遺骨概数には沖繩県民による収骨数が含まれる。

第4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達

1 DNA鑑定について

戦没者遺骨のDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成11年から平成27年1月末までに、関係遺族約9,700人にお知らせを送付し、約2,150人から申請があった。鑑定の結果、993柱の遺骨の身元を特定し、順次遺族に伝達している。

平成26年度に帰還した遺骨については、平成27年度内に推定される関係遺族にお知らせを送付する予定である。

【参考】

平成15年3月に取りまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、①死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族を推定でき、②遺族から適切な検体が提供され、③遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できる場合には、希望する遺族に対して全額国庫負担でDNA鑑定を実施している。

2 遺骨及び遺留品の伝達について

DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

都道府県別DNA鑑定結果

平成27年1月末現在

県コード	都道府県	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	130	49	55	26	
2	青森県	47	25	19	3	
3	岩手県	59	25	30	4	
4	宮城県	33	17	13	3	
5	秋田県	25	8	15	2	
6	山形県	45	14	30	1	
7	福島県	45	19	24	2	
8	茨城県	42	18	24	0	
9	栃木県	25	14	11	0	
10	群馬県	27	15	11	1	
11	埼玉県	102	45	49	8	
12	千葉県	100	43	51	6	
13	東京都	166	71	84	11	
14	神奈川県	111	32	70	9	
15	新潟県	46	14	31	1	
16	富山県	23	11	10	2	
17	石川県	18	8	8	2	
18	福井県	7	5	2	0	
19	山梨県	22	12	7	3	
20	長野県	53	23	24	6	
21	岐阜県	44	14	30	0	
22	静岡県	55	32	21	2	
23	愛知県	67	36	27	4	
24	三重県	26	13	11	2	
25	滋賀県	17	6	10	1	
26	京都府	35	12	21	2	
27	大阪府	79	45	33	1	
28	兵庫県	65	31	32	2	
29	奈良県	23	16	5	2	
30	和歌山県	25	18	6	1	
31	鳥取県	11	5	6	0	
32	島根県	32	18	11	3	
33	岡山県	40	18	20	2	
34	広島県	125	62	59	4	
35	山口県	38	30	8	0	
36	徳島県	11	6	5	0	
37	香川県	10	4	5	1	
38	愛媛県	41	18	17	6	
39	高知県	32	12	19	1	
40	福岡県	77	44	31	2	
41	佐賀県	12	5	7	0	
42	長崎県	22	11	9	2	
43	熊本県	26	18	8	0	
44	大分県	25	6	18	1	
45	宮崎県	24	17	7	0	
46	鹿児島県	42	24	17	1	
47	沖縄県	20	3	16	1	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		2,151	993	1,027	131	

注:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない)

戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5カ年)

平成27年1月末現在

県コード	都道府県名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
1	北海道	2	3		4	3	12
2	青森		2				2
3	岩手		2		2	1	5
4	宮城			1	2	2	5
5	秋田	1			1		2
6	山形		1	1			2
7	福島	1			2	1	4
8	茨城	1	1		2	2	6
9	栃木	2			1		3
10	群馬				1	1	2
11	埼玉	3		2		3	8
12	千葉	1	1	2	1	1	6
13	東京	2	2	4	9	5	22
14	神奈川	2	2		2	1	7
15	新潟				1		1
16	富山	2		1			3
17	石川	1	1				2
18	福井					1	1
19	山梨	1				1	2
20	長野			1	2	1	4
21	岐阜				2	1	3
22	静岡	3		1	2	1	7
23	愛知	5	1	2	1	1	10
24	三重						0
25	滋賀						0
26	京都	1			1	1	3
27	大阪	5	1		1	4	11
28	兵庫	2	3	1		1	7
29	奈良				1	2	3
30	和歌山	2			3		5
31	鳥取			1	1	1	3
32	島根	2	1	2	1		6
33	岡山	1		1			2
34	広島	5	2		6	3	16
35	山口		5	2		1	8
36	徳島	1	1			1	3
37	香川				1		1
38	愛媛	1		1	3	2	7
39	高知				1	2	3
40	福岡	6		2		4	12
41	佐賀				2		2
42	長崎			3	1	1	5
43	熊本		3		2	2	7
44	大分		1			1	2
45	宮崎	2	1			2	5
46	鹿児島	1		2			3
47	沖縄	1					1
99	日本国外	1					1
計		58	34	30	59	54	235

注1: 国費によるDNA鑑定により判明した伝達数である。

注2: 年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注3: 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

第5 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査等

旧ソ連抑留中死亡者の資料調査については、平成3年以降、ロシア側より約4万1千人の死亡者名簿を入手し、日本側資料との照合調査を行い、特定できた者は、本籍都道府県の協力を得て遺族調査の上、遺族に記載内容をお知らせしてきている。

平成21年度以降、ロシア国立軍事古文書館から入手した「抑留者登録カード」を活用して調査を進めた結果、新たに5,747名（平成27年1月末現在）を特定することができた。

しかしながら、抑留中死亡者約5万3千人のうち約1万5千人については、名簿が未提供または情報不足等のため特定できていない。

厚生労働省としては、関係遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア側に資料提供の働きかけを行うとともに、一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることにしている。都道府県でも関係遺族の現住所調査等での協力をお願いしたい。

なお、平成23年8月に、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づく「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」が閣議決定された（参考資料4参照）。

厚生労働省としては、この基本方針に基づき、関係省庁と連携し、民間団体等の協力も得つつ、抑留中死亡者の資料調査、遺骨帰還事業等を進めていくことにしている。

【参考】

「旧ソ連抑留中死亡者名簿の調査進捗状況」（平成27年1月末現在）

・日本側資料による旧ソ連抑留中死亡者数	約 53,000人
うち 死亡者が特定できた者	約 38,000人
資料が未提供等の者	約 15,000人

第6 社会・援護局（援護）の組織改正について

平成27年度は戦後70周年を迎えることとなり、戦没者遺族等の関係者が高齢化する中、未だ帰還していない戦没者遺骨の早期の帰還を実現する観点から、遺骨収集体制の強化等を図るための組織改正を行うこととしているので、御了知願いたい。

なお、今回の改正に伴う事務の変更点については、追って通知することとしているので、格段の御配慮・御協力をお願いしたい。

○ 改正内容

(1) 援護企画課外事室の「課」への引上げ

遺骨収集体制の強化を図るため、遺骨収集帰還事業等を所掌している現行の援護企画課外事室を「課」に引き上げ、企画部門の「課」と事業実施部門の「室」を新設する。

(2) 援護課及び業務課の統合

外事室を「課」に引き上げることに伴い、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の業務を所掌している援護課と、旧陸海軍に関する恩給進達等の業務を所掌している業務課を統合する。

(3) 援護企画課の所掌事務の変更

援護企画課が所掌する戦傷病者、未帰還者留守家族等の援護に関する事務を、援護関係法令に基づく給付に関する事務の所掌を一元化する観点から、(2)の統合する課の所掌とする（援護企画課戦傷病者援護係を(2)の統合する課に移管）。

○ 施行期日

平成27年4月1日